

1. デジタル田園都市国家構想実現に向けた総合的な支援

「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要

※ マイナンバーカードの普及促進等

- 「デジタル田園都市国家構想基本方針」を踏まえ、マイナンバーカードの普及の状況を交付金による支援に際して、評価することを検討する。その具体的な内容については、以下の考え方を基本とし、検討を進める。
 - ・ 全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組（従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金のType2/3や、従来の地方創生推進交付金のSociety5.0タイプ）については、「現状交付率全国平均以上かつ全住民への交付を目標として掲げていること」を交付金の申請条件とする。
 - ・ 他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用したデジタル実装の取組（従来のデジタル田園都市国家構想推進交付金のType1及び地方創生テレワークタイプ）や、従来の地方創生推進交付金及び地方創生拠点整備交付金のうちデジタル実装のための計画策定、開発・実証等を主内容とするものについては、交付金の採択に当たって交付率を勘案する。

<参考>

・ 経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（5）デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。

・ デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

第3章 各分野の政策の推進

2. デジタル田園都市国家構想を支えるハード・ソフトのデジタル基盤整備

（2）マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大

【具体的取組】

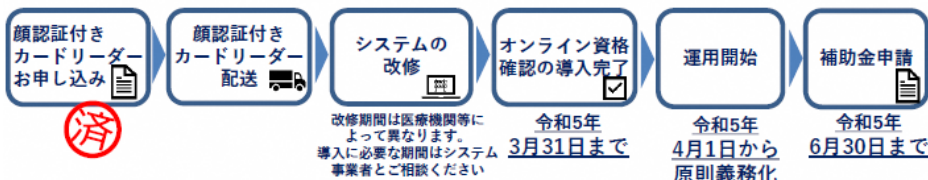
(e)マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況を踏まえたデジタル田園都市国家構想交付金の検討

・マイナンバーカードの普及等デジタル社会の基盤の状況をデジタル田園都市国家構想交付金による支援に際して評価することについて検討する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁国民向けサービスグループデジタル田園都市国家構想検討チーム）

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限が増額！ 是非お早めにシステム事業者へご相談ください

- オンライン資格確認導入期限は「令和5年3月31日」、補助金申請期限は「令和5年6月30日」までとなります。
原則義務化まで残り半年をきりました。是非早期にシステム事業者へのご連絡をお願いします。



「導入事例紹介特設サイト」では、オンライン資格確認の導入に係る
各医療機関・薬局の実際の声を紹介中！
詳細は「導入事例紹介特設サイト」へ！

- ✓ オンライン資格確認導入後のイメージ
- ✓ 業務の内容や流れの変化
- ✓ 導入して感じたメリット

…等、実際に運用してみたトピックが盛りだくさん！

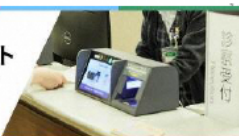
オンライン資格確認 導入事例 検索

ポータルサイトからも
アクセスできます！



オンライン資格確認
導入事例紹介特設サイト
システムの導入から運用までの事例を紹介します

導入事例を見る



オンライン資格確認導入に関する
手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

ポータルサイトでできること

- ・ オンライン資格確認利用申請
- ・ 補助金申請
- ・ 『準備作業の手引き』等ダウンロード
- ※対応システムベンダの一覧も掲載しています

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ contact@iryohokenjyoho-portal.jp

☎ 0800-0804583 (通話無料) 月～金 8:00～18:00
(いずれも祝日を除く) 土 8:00～16:00

AIチャットボットの
「シカク」です。
24時間いつでも
疑問に答えます！



AIチャットボット
「シカクくん」

オンライン資格確認の原則義務化に向けた
ライブ配信の動画も公開中！



医療機関ポータル 検索

顔認証付きカードリーダーを
お申し込みいただいた医療機関・薬局の皆様へ

令和4年10月

オンライン資格確認は 令和5年4月から 原則義務化となります

要件を満たす医療機関・薬局の補助金上限額増額中！
運用開始に向け、是非お早めにシステム事業者へご相談ください

詳しくは中面をご覧ください。



Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

(参考2) オンライン資格確認未導入・未申込医療機関等へ送付しているリーフレット

オンライン資格確認は、安心・安全で質の高い医療を提供していく データヘルス/医療DXの基盤となる仕組みです



オンライン資格確認の導入で

- ・受付における患者の資格情報の有効性がその場で確認でき、資格過誤請求や手入力による手間等の事務コストが削減
- ・マイナンバーカードを用いた本人確認、患者からの同意を得ることで、過去の薬剤情報/特定健診情報/診療情報（処置のうち人工腎臓・持続緩徐式血液濾過・腹膜灌流 等）の閲覧が可能に！



さらに今後、用途が広がっていきます

- ・電子処方箋の導入で 薬剤情報共有のリアルタイム化（重複投薬の回避）が可能に！
- ・「全国医療情報プラットフォーム」（※）を創設予定

※オンライン資格確認のネットワークを拡充し予防接種、電子カルテ等の医療（介護を含む）全般にわたる情報について共有・交換できる全国的なプラットフォーム

令和5年4月より原則義務化となるオンライン資格確認システムの導入に向けて システムベンダへお早めに相談し、是非早期運用開始いただきますようお願いいたします

オンライン資格確認の原則義務化について 必ず、年度内にご対応いただくようお願いします

- ▶ 療養担当規則等が改正され、保険医療機関・薬局に、令和5年4月からオンライン資格確認を導入することが原則として義務付けられます。
- ▶ 原則義務化に向け、年度末にかけて導入加速が予想されます。
まずは、システム事業者へご相談いただき、導入予定、運用開始日の調整をお願いします。

※現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関・薬局については、オンライン資格確認導入の義務化の対象外となります。

令和4年10月からオンライン資格確認に関する診療報酬が見直しされます

新たな加算では、診療情報を活用した質の高い診療の実施体制を評価し、またオンライン資格確認等システムを通じて情報取得した場合には、取得が効率化される点を考慮して患者負担が小さくなる仕組みとなります。

※新たな加算の算定においても、オンライン請求を行っていることが算定の要件となります。

令和4年6月6日以前のお申し込みの方も 令和5年1月末までに運用開始いただくと 補助金の上限額が増額となります

- 令和3年4月1日～令和4年6月6日の間に顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただいた方は、補助内容が【A】となりますが、**令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始**した方は、【A】の従来の補助額上限に加え、【B】の補助額上限引き上げ後の補助額との差額を補助します。（補助金交付済の施設を除く）
- 令和4年6月7日以降から顔認証付きカードリーダーをお申し込みいただき、システム事業者と契約を結んだ方は、補助内容が【B】となり、従来より補助金上限額が増額となります。令和5年3月末までにオンライン資格確認の導入完了となる必要があります。

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病院	大型チェーン 薬局	診療所/薬局 (大型チェーン 薬局以外)
	顔認証付きカードリーダー 提供台数	3台まで無償提供	1台無償提供	1台無償提供
システム 改修費用 等の補助 対象 (※1)	【A】 令和3年4月～ 令和4年6月6日	1台導入の場合 105万円 事業額の210.1万円 を上限に、 その1/2を補助	2台導入の場合 100.1万円 事業額の200.2万円 を上限に、 その1/2を補助	3台導入の場合 95.1万円 事業額の190.3万円 を上限に、 その1/2を補助
	【B】 令和4年6月7日～	210.1万円(※2) 事業額の420.2万円 を上限に、 その1/2を補助	200.2万円(※2) 事業額の400.4万円 を上限に、 その1/2を補助	190.3万円(※2) 事業額の380.6万円 を上限に、 その1/2を補助
			21.4万円 事業額の42.9万円 を上限に、 その1/2を補助	32.1万円 事業額の64.2万円 を上限に、 その3/4を補助
			同上	事業額の 42.9万円(※2) を上限に 実費補助

※1 システム改修費用等の補助対象：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等（消費税分（10%）も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額）

※2 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については、【B】の補助金上限額（ただし、大型チェーン薬局の上限額は42.9万円）まで実費補助